

令和 8 年 3 月 6 日

長崎県行政書士会会長 様

長崎県農山村振興課長
(公 印 省 略)

農地転用許可申請書の様式統一及び OCR 対応への協力依頼について

日ごろより本県の農地行政の推進に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では行政手続きのデジタル化（DX）を推進しており、その一環として農地転用許可申請業務の迅速化・効率化を図るため、新年度より OCR(光学文字認識)によるデータ読み取りを導入することといたしました。

現在、申請書様式は「長崎県農地転用関係事務指針」にて定めておりますが、作成者毎に微細な差異が見受けられ、事務処理の自動化に支障をきたしております。

つきましては、下記のとおり OCR 対応の新様式を策定いたしましたので、貴会会員の皆様への周知及び新様式による申請へのご協力をお願い申し上げます。

記

1. 改正の趣旨

農地転用許可申請のデータ管理を OCR で自動化することにより、審査事務の迅速化と正確性の向上を図ります。

2. 試行及び実施時期

令和 8 年 4 月許可分より、別添の新様式による申請を推奨（試行）いたします。

3. 会員様への周知事項

- ・新様式の使用について：事務効率化のため、極力別添の OCR 対応様式にて作成・提出いただくよう、会員の皆様へ周知をお願いいたします。
- ・旧様式の取扱い：移行期間措置として、当面の間は従来の様式による申請も受理いたしますが、早期の切り替えにご協力ください。
- ・記入上の注意：OCR 読み取りの制度を保つため、枠外への追記やレイアウト変更

は控えていただくよう、併せて周知願います。

4. 対象外となる市についての注意点（重要）

諫早市及び雲仙市については、独自に農地転用の許可権限を有しているため、本通知による様式統一の対象外となります。

つきましては、両市における申請にあたっては、本様式を使用せず、各市の指示及び指定様式に従って手続きを行っていただくよう併せて周知をお願いいたします。

5. その他

新様式の電子データは、県ホームページ及び各市町（諫早市・雲仙市を除く）農業委員会窓口にて提供いたします。

（県ホームページ：転用制度）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/nogyo/nochi-noshin/tenyou/>



【本件についての問い合わせ先】
長崎県農林部農山村振興課 農地農振班
〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1
TEL:095-824-1111（代表）
直通:095-895-2976（内線 2976）